

# 高松市生活道路整備事業事務処理要綱

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第3条）

### 第2章 生活道路整備事業の実施

#### 第1節 現道の一定区間拡幅改良（第4条—第10条）

#### 第2節 現道の局部改良（第11条—第13条）

#### 第3節 その他市長が必要と認める整備（第14条）

### 第3章 雑則（第15条—第17条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、生活道路整備事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）生活道路 地域住民が良好な生活環境を確保するため、本市に対し整備を要望する道路であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定により第3種第5級又は第4種第4級に区分されることとなる道路

イ アに掲げる道路に準ずるものとして市長が認める道路

（2）生活道路整備事業 地域住民の要望に基づき本市が実施する道路整備事業をいう。

（3）計画区間 生活道路整備事業を実施する区間をいう。

（4）公道 国、地方公共団体等が管理し、又は指定し、一般公共に供されている道路をいう。ただし、自動車の通行ができない農道、林道及び法定外公共物、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第

8 項に規定する自動車道は除く。

(5) 計画幅員 生活道路整備事業実施後に予定する道路幅員をいう。

(6) 調査路線 第7条の規定により提出のあった調査依頼書に係る路線をいう。

(7) 計画路線 調査路線のうち、第9条第1項の規定により生活道路整備事業として採択をした路線をいう。

(8) 整備路線 第9条第2項に規定する要望書の提出があった計画路線のうち、本市が作成した当該計画路線に係る計画区間の道路計画について、当該計画路線に隣接する土地に関し所有権その他の権利を有する者、当該土地を現に使用している者及び当該計画路線に沿う水路を管理する者（以下「利害関係者」という。）の合意が得られた路線をいう。

(整備の区分)

第3条 生活道路整備事業における整備の区分は、現道の一定区間拡幅改良、現道の局部改良及びその他市長が必要と認める整備とする。

## 第2章 生活道路整備事業の実施

### 第1節 現道の一定区間拡幅改良

(採択要件)

第4条 現道の一定区間拡幅改良として整備する路線は、原則として、次の全ての要件に該当するものとする。

(1) 道路法第3条第4号に規定する市道であること。

(2) 道路幅員に4メートル未満の区間があるなど、歩行者又は自動車等の通行の安全性等の確保に支障があること。

(3) 計画区間の起点及び終点は、他の公道に同一平面で交差し、又は接続しており、当該他の公道のいずれかは道路幅員が4メートル以上であること。ただし、既存の建築物等が支障となる等当該計画区間を一体的に整備することができない相当の理由がある場合であって、計画区間の途中に公共施設等が存し、当該公共施設等から道路幅員が4メートル以上である他の公道までの区間を整備することができるときは、この限りでない。

(4) 路線の形状が、道路交通の流れに適合し、その機能を充分果たし得るものとして、道路構造令に準拠し、計画幅員が4メートル以上である整備

が行えること。この場合において、計画区間において整備する路線に沿う既設開水路は、計画幅員に含めない。ただし、既存家屋が支障となるなどのため拡幅できる方法がない場合であって、当該既設開水路が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該既設開水路を計画幅員に含めることができる。

ア 計画区間が通学路に指定されており、主として歩行者及び自転車の通行の安全確保に資する目的で、利害関係者の同意を得て、当該既設開水路に蓋を設置し、当該蓋を設置した箇所を道路として使用することができるとき。

イ 土地改良事業など生活道路整備事業以外の事業により既設開水路の改修等が行われる場合であって、暗渠化<sup>きよ</sup>の方法及び当該改修等に係る費用負担区分に関し、本市と当該既設開水路の管理者との間で協議が整っているとき。

ウ 側壁、底板等が堅牢で上載荷重に耐え得る既設開水路であり、蓋を設置することにより直ちに道路として使用することができること、又は雨水流下能力に余裕があることなど、道路計画として妥当で、その施工に起因する周囲への溢水等の支障が生じないと認められる方法で容易に道路幅員を確保することができ、かつ、その施工内容に当該既設開水路の管理者の同意が得られるとき。

(5) 計画区間が、農業振興地域整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域に存し、当該計画区間において整備する路線に隣接する土地が主として農地であるとき、又は計画区間が山間部に存するときであって、当該路線以外に容易に迂回をすることのできる道路がないものの、通過交通があるなどのため、生活道路として整備することが特に必要であると認められる路線であること。

(6) 路線の整備において支障となる建築物の移転又は除却の補償を伴うものでないこと。ただし、屋根の一部の切取改造のみを行う場合又は簡易な構造の建築物であって容易にその解体撤去をすることが可能な場合

であり、そのことにつき当該建築物の所有者の了承が得られるときは、この限りでない。

(7) 河川、ため池その他の公共施設について、その根幹をなす施設の改良を伴うものでないこと。

(8) 計画区間の市道区域内に個人名義の土地があるときは、当該土地について、その所有者が本市に寄附をするものであること。

(9) 生活道路整備事業に係る道路用地の確保、支障となる物件（建築物を除く。以下同じ。）の移転及び工事の施工等に関し、協力をする事について、利害関係者の合意を得られることが明らかであること。

(用地取得単価等)

第5条 現道の一定区間拡幅改良に係る用地として取得する土地の単価は、別表のとおりとする。

2 前項の用地の取得に伴い必要となる土地の測量、分筆登記及び所有権移転登記に要する費用は、本市が負担する。

(損失補償等)

第6条 前条第1項の用地の取得に伴い支障となる物件の損失補償の額は、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年用地対策連絡会決定）に基づき算定するものとする。ただし、第4条第6号ただし書に該当する場合は、当該改造又は解体撤去に要する実費相当額を本市が負担することができることとし、その額は一所有者当たり500万円を限度とする。

(調査依頼)

第7条 生活道路整備事業の実施を希望する地域の自治会の代表者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、当該事業について、その利害関係者と協議し、及び当該生活道路整備事業に係る関連調査を依頼することについて、当該地域が属するコミュニティ協議会の代表者及び当該地域が属する連合自治会の代表者に報告をした上で、高松市生活道路整備事業調査依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の調査依頼書が提出されたときは、遅滞なく、申請者の立会

いのもとでの現地調査その他の関連調査を行わなければならない。

(審議会への諮問)

第8条 市長は、前条第2項の関連調査を終えたときは、遅滞なく、調査路線に係る採択及び整備の優先度の判定について、高松市生活道路整備審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

(結果の通知及び要望書の提出)

第9条 市長は、前条の諮問に対する審議会からの答申を受けたときは、生活道路整備事業の採択の可否及び整備の優先度を決定し、その決定の内容を高松市生活道路整備事業計画路線採択(不採択)通知書(様式第2号)により申請者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により生活道路整備事業の採択の決定の通知を受けた者(以下「整備決定者」という。)のうち、整備の優先度が短期整備とされた者で、当該短期整備を要望するものは、あらかじめ、当該短期整備を要望することについて、当該地域が属するコミュニティ協議会の代表者及び当該地域が属する連合自治会の代表者に報告をした上で、高松市生活道路整備事業要望書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することができる。

(1) 位置図

(2) 利害関係者全員の同意書及び誓約書(利害関係者全ての者の署名及び捺印のあるもの。ただし、計画区間内に橋梁<sup>りょう</sup>、軌道踏切、二級河川等の本市が協議又は調整をすべきものがあるときは、それらの管理者を除く。)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の要望書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該計画路線に係る計画区間の道路計画を作成し、当該道路計画を利害関係者に周知してその合意を得るものとする。

4 市長は、前項の道路計画について利害関係者の合意が得られたときは、高松市生活道路整備事業整備路線決定通知書(様式第4号)により整備決定者に通知するとともに、当該整備路線に係る計画区間の整備計画を作成し、当該整備計画を利害関係者に周知してその合意を得るものとする。

5 市長は、前項の整備計画について利害関係者の合意が得られたときは、速

やかに用地買収及び工事等に着手し、予算の範囲内で早期整備に努めるものとする。

- 6 整備決定者のうち、整備の優先度が中期整備又は長期整備とされた者で、当該整備を要望するものは、第1項の規定による通知があった日の属する年度の翌年度以降に、改めて第7条の規定による調査依頼をするものとする。

(計画路線及び整備路線決定の取消し)

第10条 市長は、整備決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活道路整備事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により申請又は要望をしたとき。
- (2) その他市長が認めるとき。

#### 第2節 現道の局部改良

(現道の局部改良)

第11条 市長は、住宅密集地等で建築物が連担している場合や山間部である場合など、前節の現道の一定区間拡幅改良を実施することが、費用対効果の観点からは著しく不合理であるが現状のままでは歩行者又は自動車等の通行上の安全性等の確保に特に支障があると認めるときは、現道の局部改良により整備を行うことができる。この場合において、当該区間における現道の一定区間拡幅改良は原則として行わない。

- 2 現道の局部改良の整備方法は、交差点改良及び待避所設置とする。

(交差点改良)

第12条 交差点改良による整備基準は次のとおりとする。

- (1) 交差点を通過する車両の軌跡により、必要となる隅切り等を設置すること。
- (2) 改良予定の交差点全ての通過交通を想定した計画とすること。なお、交差点部における視距の確保のみの整備も交差点改良に含むものとする。

(待避所設置)

第13条 待避所設置による整備基準は次のとおりとする。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間における道路の大部分がいずれの待避所からも見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

### 第3節 その他市長が必要と認める整備

(その他市長が必要と認める整備)

第14条 市長は、住宅密集地等で建築物が特に連担していることなどにより、現道の一定区間拡幅改良及び現道の局部改良による整備の方法がとれない場合であつて、地域住民の要望を踏まえ、まちづくりの観点から、これら以外の方法による生活道路の整備が必要であると認めるときは、審議会に諮問し、その答申に基づき、必要と認める整備を行うことができる。

### 第3章 雑則

(準用)

第15条 第11条に規定する現道の局部改良及び前条に規定するその他市長が必要と認める整備の実施については、第5条から第10条までの規定を準用する。この場合において、第5条中「別表のとおり」とあるのは、「相続税路線価等に基づき別途決定するもの」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第16条 この要綱は、次に掲げるものについては、適用しない。

- (1) 都市計画道路等の整備
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けて開発される区域内の道路の整備、改良等
- (3) 定周期式信号機が設置された、又は設置される予定がある交差点の改良
- (4) 市道の維持管理に係る道路構造物及び舗装の補修、修繕等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年 8月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際既に道路拡幅等についての要望書を受理している路線

の生活道路整備事業の実施については、なお従前の例による。



別表

計画幅員	地域区分	地目	用地取得単価	
4.0m以上 5.0m未満	—	—	300 円/m <sup>2</sup>	
5.0m以上	用途地域	宅 地	路線価 <sup>※</sup> の 60%	ただし、既設道路の中心線から 2 m までの部分は、300 円/m <sup>2</sup>
		その他	路線価 <sup>※</sup> の 40%	
	その他の地域	宅 地	路線価 <sup>※</sup> の 30%	
		その他	路線価 <sup>※</sup> の 20%	

※ 路線価とは、相続税路線価をいう。ただし、相続税路線価が設定されていないときは、固定資産税路線価とする。

年 月 日

（宛先）高松市長

（申請者）自治会長  
住 所  
氏 名  
連絡先

印

高松市生活道路整備事業調査依頼書

次の路線及び区間において生活道路整備事業の実施を希望するので、高松市生活道路整備事業事務処理要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて関連調査を依頼します。なお、この調査依頼書を提出することについて、コミュニティ協議会会長及び 連自治会長に報告をしています。

記

- 1 対象路線名 市道 線
- 2 要望区間 高松市 地内（別添位置図のとおり）
- 3 整備区分 現道の一定区間拡幅改良（計画幅員 m・整備延長 m）  
現道の局部改良（交差点改良・待避所設置： か所）  
その他の整備（具体的内容： ）
- 4 整備目的
- 5 利害関係者との協議状況
- 6 現地調査希望日時 年 月 日 時頃
- 7 添付資料
  - （1）位置図
  - （2）その他市長が必要と認める書類

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市生活道路整備事業計画路線採択（不採択）通知書

年 月 日付で調査依頼のあった生活道路の整備について、次のとおり決定したので、高松市生活道路整備事業事務処理要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 採択の可否 及び 整備の優先度	計画路線として（採択・不採択）		
	採択の付加条件		
	不採択の理由	高松市生活道路整備事業事務処理要綱第4条第号の採択要件を満たしていないため	
		短期整備	中期整備
2 路線名	市道 線		
3 整備区間	高松市 地内 (裏面、位置図のとおり)		
4 整備区分			
5 整備概要	計画幅員 m、 整備延長 m		

注1) 【整備の優先度が短期整備の場合】別添の高松市生活道路整備事業要望書（様式第3号）を提出するようお願いします。要望書が提出された後に、本市が作成する道路計画及び整備計画について利害関係者全ての合意が得られたときは、整備路線として生活道路整備事業に着手します。ただし、高松市生活道路整備事業事務処理要綱第10条の規定に該当する場合は、決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

注2) 【整備の優先度が中期整備又は長期整備の場合】高松市生活道路整備事業要望書を提出することはできませんが、当該整備が必要であるとして当該整備を要望したい場合は、本通知のあった日の属する年度の翌年度以降に改めて高松市生活道路整備事業調査依頼書（様式第1号）を提出してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

（申請者）自治会長  
住 所  
氏 名  
連絡先

印

高松市生活道路整備事業要望書

年 月 日付け高 第 号で計画路線の採択の通知があった生活道路の整備を要望するので、高松市生活道路事業事務処理要綱第9条第2項の規定により、関係書類を添えて提出します。なお、この要望書を提出することについて、コミュニティ協議会会長及び 連自治会長に報告をしています。

- 1 対象路線名 市道 線
- 2 要望区間 高松市 地内
- 3 整備区分 現道の一定区間拡幅改良（計画幅員 m・整備延長 m）  
現道の局部改良（交差点改良・待避所設置： か所）  
その他の整備（具体的内容： ）
- 4 整備目的
- 5 添付資料
  - （1）位置図
  - （2）利害関係者全ての同意書及び誓約書
  - （3）その他市長が必要と認める書類

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市生活道路整備事業整備路線決定通知書

年 月 日付で要望書の提出があった生活道路の整備について、次のとおり整備路線とすることと決定したので高松市生活道路整備事業事務処理要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

1 路線名	市道 線
2 整備区間	高松市 地内 (裏面、位置図のとおり)
3 整備区分	
4 整備概要	計画幅員 m、 整備延長 m
5 事業内容	用地取得 物件損失補償 道路整備工事 舗装工事
6 備考	高松市生活道路整備事業事務処理要綱第 10 条の規定に該当する場合は、決定の全部又は一部を取り消す場合があります。